

モニタリングポスト用無停電電源装置 仕様書

1 一般仕様

1.1 目的

本仕様書は、佐賀県が玄海原子力発電所周辺地域に設置している環境放射線テレメータシステムを構成するモニタリングポストにおいて使用する無停電電源装置の更新について仕様を定めるものとする。

1.2 納入場所、装置の数量、規模

表1 物品の納入場所、数量、規模

| 名称 | 住所 | 数量 | 規模 |
|------|---------------------|-----|------|
| 小川島局 | 唐津市呼子町小川島 841 | 1 台 | 3kVA |
| ニタ子局 | 唐津市ニタ子 3-1-5 | 1 台 | 3kVA |
| 山本局 | 唐津市山本 788 番 12 | 1 台 | 3kVA |
| 波多津局 | 伊万里市波多津町筒井 11 番地 | 1 台 | 3kVA |
| 田野局 | 唐津市肥前町田野甲 1016 付近 | 1 台 | 3kVA |
| 相知局 | 唐津市相知町相知字和田 2530-12 | 1 台 | 3kVA |
| 松浦局 | 伊万里市松浦町提川 200 番地 | 1 台 | 3kVA |
| 立花局 | 伊万里市立花町 1355 番地 3 | 1 台 | 3kVA |

1.3 納期

令和9年3月19日（金）

ただし、天災等により受注者の責に帰さない理由により、納期までの納入が著しく困難な場合には県及び受注者が協議の上別に定めるものとする。

1.4 適用範囲

本仕様書に定める範囲は、以下のとおりとし、それに係るすべての費用を受託者負担とする。

- (1) 装置の設計・製作又は調達、据付、配線、試験及び調整
- (2) 既設の無停電電源装置の撤去及び運搬
- (3) 放射線モニタリングプラットフォーム（以下、RAMP）保守点検業者及びモニタリングポスト松浦局舎移設委託受注業者との連絡、調整
- (4) 装置の操作、運用に携わる職員への技術指導
- (5) 上記の業務に際して、法令上必要な書類等の作成および手続き
- (6) 機器設置の耐震計算および耐震計算書の作成

(7) その他必要と考えられる事項

1.5 検収条件

現地検査の合格及び提出図書の完納をもって検収とする。

1.6 保証期間

保証期間は検収後1年とする。保証期間内に正常な管理のもとに発生した、設計または製造上の原因による故障等は、受注者の責任において、すみやかに納入機器の修理または部品の交換を行うものとする。

1.7 提出書類

受注者は次表の関係書類を提出するものとする。

表2 提出書類

| | 書類名 | 提出期日 | 部数 |
|---|-------------------------------|----------|-----|
| 1 | 工程表 | 契約後3週間以内 | 1 |
| 2 | 施工計画書 | 契約後3週間以内 | 1 |
| 3 | 耐震計算書 | 局舎据付前 | 1 |
| 4 | 完成図書（設置状況写真、完成写真、試験成績書、図面を含む） | 納入後 | 1 |
| 5 | 取扱説明書 | 納入後 | 1 |
| 6 | その他、県が指定する書類 | 必要の都度 | 必要数 |

1.8 適用規格

本仕様書による機器等の設計・製作又は調達、据付、設置にあたって、本仕様書に記載のなき事項は原則として下記基準に基づくものとする。

- (1) 電気事業法及び電気通信に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（JIS）
- (3) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (4) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (5) 日本電池工業会規格（SBA）
- (6) 消防法
- (7) その他関係法令

1.9 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、県及び受注者が協議の上、文書により決定するものとし受注者の一方的

な解釈によってはならない。

1.10 技術指導

受注者は、県職員に対し更新機器の運用に必要な事項について十分な指導を行うものとする。

1.11 費用弁償等

次の事項に要する経費は、受注者の負担とする。

- (1) 検査、検収、県職員の技術指導に要する経費
- (2) 本事業の施工に伴い、委託者または第三者に与えた損害の補償に要する経費
- (3) その他本事業の施工に際して発生した受注者の席による建物、器物に対する損害の修復に要する経費

1.12 その他

- (1) 現地での据付日程等については、事前に佐賀県環境センター、RAMP 保守点検業者及びモニタリングポスト松浦局舎移設委託と協議、調整を行い、機器の据付等により監視業務に支障を与えないようにすること。
- (2) 検収前に発生した搬入、据付等に関わる事故、故障については、受注者がその責任を負うものとする。
- (3) この仕様に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、佐賀県環境センターと協議のうえ決定することとする。
- (4) 機器の設置にあたって、法令等に基づく申請等が必要な場合は、受注者において申請等を作成し、県の承認を得たうえで受注者が手続きを代行するものとする。これら申請、及び手続に係る経費は受注者の負担とする。
- (5) 既設の無停電電源装置は佐賀県環境センターまで運搬すること。
- (6) 耐震性について「放射線監視等交付金事業 モニタリングに係る設備機器の耐震安全性に関するガイドライン（原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室：平成28年7月）」に準拠し、必要な場合は（一財）日本建築センター 建築設備耐震設計・施工指針2014年版に記載の耐震クラスSの条件と同等以上の強度で据え付けること。据付にあたっては必要に応じて現地局舎内部や床面、基礎の現況を十分に調査し、金具等の部材を用いることにより、十分な据付強度の確保ができるよう施工すること。なお、耐震計算書を事前に提出のうえ、施工方法について県と協議すること。

2 機器仕様

2.1 特記事項

- (1) 商用電源の停電及び瞬時電圧低下を検出し、無瞬断で電力を負荷側に供給できること。
- (2) バッテリー電圧低下による装置停止後、商用電源が復電した場合は自動で起動すること。
- (3) 据付、設置、配線工事にあつては、RAMP に支障がないように行うこと。
- (4) 屋外設置の非常用発電機（既設）と無停電電源装置が結合運転できること。
- (5) 電気事業法に基づく有資格者が不要であること。

2.2 機器仕様

無停電電源装置の仕様については、表3のとおりとする。

表3 3kVA 無停電電源装置の満たすべき仕様

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 交流入力 | ①単相二線であること。 ②電圧は 85～138V であること。 ③入力周波数は 60Hz±5%に対応できること。 |
| 最大入力電流 | 30A 以上であること。 |
| 交流出力 | ①単相二線であること。 ②定格電圧、または出力電圧が 100V±2%を満たすこと。 ③出力周波数は 60Hz±5%（停電時±0.1%）を満たすこと。 ④定格容量は 3kVA であること。 ⑤出力波形は正弦波であること。 |
| 停電補償時間 | 6分以上であること。 |
| 冷却方式 | 強制的な空気流による冷却であること。 |
| 停電切替 | 無瞬断で切替ができること |
| 復電切替 | 無瞬断で切替ができること |
| バッテリー | 小型シール鉛蓄電池、または小型制御弁式鉛蓄電池であること。 |
| 騒音 | 55dB(A)以下を満たすこと |
| 外形寸法 ※突起物は含まない | ①幅 130mm 程度であること。 ②奥行 515mm 程度であること。 ③高さ 434mm 程度であること。 |
| 総重量 | 36kg 以下であること。 |